平成２９年（フ）第２４８号
広島県東広島市八本松南５丁目４番６号
債務者　坂本　辰夫
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６１号
広島県廿日市市須賀２番33号
債務者　岸　　智子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９号
愛媛県松山市福音寺町448番地１　Ｓ・Ｓコーポ福音寺502号
債務者　小島有留実
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
大分県杵築市大字杵築656番地１　コーポ八光２Ｃ号室
債務者　西釜　謙一（旧姓加藤・大櫛）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　昭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８７３号
札幌市東区北32条東１丁目４番15―401号
債務者　沓澤あずさ
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８６号
札幌市北区北33条西６丁目２番１号　小嶺第二101号
債務者　加藤千鶴子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０４号
札幌市中央区南13条西８丁目２番36―205号
債務者　小西　健治
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２５号
札幌市手稲区前田７条６丁目５番17号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３２号
札幌市手稲区前田７条13丁目２番13号　グランドール片桐Ⅱ―101号
債務者　窪田　義則
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平２番地３
債務者　對馬　孝将
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３３号
福島県会津若松市上町６番36号　サファリハイツ４－Ｃ、前住所福島県会津若松市表町７番88号
債務者　大腰　　智
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第６号
群馬県沼田市高橋場町2188番地５
債務者　村田　陽司
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第８号
群馬県沼田市高橋場町4916番地　金井団地73－Ｂ－２
債務者　割田れい子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
群馬県高崎市江木町1471－２　セピアパレス303号、住民票上の住所群馬県高崎市高関町519番地７
債務者　天田　信二
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１００号
群馬県藤岡市白石164番地２
債務者　小林しのぶ
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０４号
群馬県富岡市宮崎358番地３　セジュール宮崎Ａ102
債務者　永井　理恵（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７０号
埼玉県上尾市大字小敷谷854番地１　誠勇ビル302
債務者　北村　茂之
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係